

お客様各位

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

令和5年10月1日から「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）が開始されます。これに伴い、当金庫が役務提供を行うサービスに対するインボイス（適格請求書）を下記の通り発行しますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 店頭でお支払いいただく手数料

窓口等で、現金・小切手・払戻請求書により各種手数料をお支払いいただいた場合は、原則として、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」を発行します。

（振込手数料・両替手数料・再発行手数料・残高証明発行手数料など）

2. 口座振替でお支払いいただく手数料

預金口座から口座振替により各種手数料をお支払いいただいた場合は、ご希望により、「窓口でのインボイス発行」「郵送でのインボイス発行」の対応となりますので、お取引店での手続きが必要です。

（インターネットによる振込手数料・月額基本料・定例発行の残高証明発行手数料など）

① 窓口でのインボイス発行

作成依頼期間（作成可能な期間）で作成し発行します。

② 郵送でのインボイス発行

毎月1日から月末日までの1ヶ月分を集計し、手数料発生月の翌々月に発送します。

（令和5年10月分は、令和5年12月に郵送となります。）

なお、手数料が発生しない月の分につきましては、郵送いたしません。

3. ATMでのお取引

インボイスの交付義務が免除される特例となりますので、インボイスの発行はいたしません。

以上